

第124回丹波篠山市議会11月28日会議

議会提出議案



令和5年11月28日

丹波篠山市

議案第60号

丹波篠山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(丹波篠山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市職員の給与に関する条例（平成11年篠山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第7条関係)
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	

54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600	382,300			
95		296,200	344,100	382,600			
96		296,600	344,500	382,900			
97		296,800	344,700	383,200			
98		297,100	345,100	383,500			
99		297,500	345,500	383,800			
100		297,900	345,800	384,100			
101		298,100	346,100	384,400			
102		298,400	346,500	384,700			
103		298,800	346,900	385,000			
104		299,100	347,300	385,300			
105		299,300	347,800	385,600			
106		299,600	348,200	385,900			
107		300,000	348,600	386,200			
108		300,300	349,000	386,500			
109		300,500	349,500	386,800			
110		300,900	349,900	387,100			
111		301,300	350,200	387,400			
112		301,600	350,500	387,700			

	113		301,800	351,000	388,000			
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2(第7条関係)
医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900
	2	267,200	349,600	409,600
	3	269,600	352,400	412,100
	4	272,000	355,300	414,700
	5	274,100	357,800	417,100
	6	277,600	360,800	419,100
	7	281,100	363,800	420,900
	8	284,500	366,600	422,800
	9	288,100	368,700	424,600
	10	291,600	371,200	427,300
	11	295,200	373,900	429,800
	12	298,700	376,400	432,200
	13	302,200	379,100	434,400
	14	306,100	382,500	436,900
	15	310,000	385,500	438,900
	16	313,600	388,800	441,000
	17	317,200	391,800	443,000
	18	320,700	394,400	445,200
	19	324,200	396,800	447,400
	20	327,700	399,300	449,500
	21	331,300	401,900	450,900
	22	335,000	403,900	453,300
	23	338,400	405,500	455,600
	24	341,700	407,100	457,800
	25	345,000	408,800	459,800
	26	347,500	411,000	462,100
	27	350,000	413,100	464,300
	28	352,300	415,100	466,600
	29	354,400	417,200	468,700
	30	356,100	419,300	470,900
	31	357,800	420,900	473,200
	32	359,600	422,600	475,300
	33	361,500	424,500	477,100
	34	363,700	426,000	479,200
	35	365,800	427,800	481,300
	36	367,800	429,600	483,300
	37	369,700	431,500	485,400
	38	371,900	433,500	487,100
	39	374,000	435,300	488,900
	40	376,000	437,200	490,700
	41	378,000	439,000	492,300
	42	378,700	440,700	494,100
	43	379,300	442,400	495,900
	44	380,000	444,200	497,500
	45	380,900	446,000	498,900
	46	382,200	447,800	500,600
	47	383,500	449,500	502,400
	48	384,800	451,200	504,100
	49	385,600	452,800	505,600
	50	386,400	454,500	506,900
	51	387,200	456,200	508,200
	52	387,700	457,900	509,500
	53	388,500	459,800	510,500
	54	389,300	461,000	511,800
	55	390,000	462,200	513,100
	56	390,700	463,400	514,400
	57	391,400	464,400	515,400
58	392,300	465,400	516,200	

	59	393,000	466,300	517,000
	60	393,600	467,100	517,800
	61	394,100	467,900	518,700
	62	394,600	468,600	519,500
	63	395,000	469,300	520,400
	64	395,400	469,900	521,200
	65	395,700	470,600	522,100
	66		471,300	523,000
	67		471,900	523,700
	68		472,500	524,600
	69		472,800	525,500
	70		473,400	526,300
	71		474,100	527,200
	72		474,800	528,100
	73		475,200	528,900
	74		475,800	529,800
	75		476,500	530,700
	76		477,200	531,400
	77		477,600	532,200
	78		478,200	533,100
	79		478,800	534,000
	80		479,300	534,900
	81		479,900	535,700
	82		480,400	536,600
	83		480,900	537,500
	84		481,400	538,400
	85		481,800	539,200
	86		482,400	540,100
	87		482,800	541,000
	88		483,300	541,900
	89		483,800	542,700
	90		484,400	
	91		485,000	
	92		485,400	
	93		485,900	
	94		486,500	
	95		487,100	
	96		487,600	
	97		488,100	

備考 この表は療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第3(第7条関係)
看護職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	183,500	211,000	293,800
	2	184,900	212,900	295,300
	3	186,400	214,900	296,900
	4	187,800	216,800	298,500
	5	189,300	218,800	299,800
	6	190,800	220,600	301,500
	7	192,300	222,400	303,100
	8	193,800	224,100	304,700
	9	195,000	225,800	306,300
	10	196,700	227,200	307,700
	11	198,300	228,500	308,900
	12	199,800	229,400	310,200
	13	201,200	230,800	311,400
	14	203,200	231,800	313,000
	15	205,300	232,800	314,600
	16	207,300	233,700	316,200
	17	211,000	234,800	317,700
	18	212,900	236,200	319,200
	19	214,900	237,600	320,700
	20	216,800	238,700	322,100
	21	218,800	239,800	323,500
	22	220,600	241,400	324,900
	23	222,400	243,100	326,400
	24	224,100	244,500	327,800
	25	225,800	245,700	329,200
	26	227,200	247,000	330,600
	27	228,500	248,400	332,000
	28	229,400	249,700	333,400
	29	230,800	251,100	334,500
	30	231,800	252,100	336,000
	31	232,800	252,900	337,400
	32	233,700	253,600	338,900
	33	234,800	254,400	340,400
	34	236,200	255,300	341,900
	35	237,600	256,200	343,400
	36	238,700	256,900	344,900
	37	239,800	263,600	346,500
	38	241,400	264,300	348,100
	39	243,100	265,100	349,600
	40	244,500	266,000	351,100
	41	245,700	266,800	352,300
	42	247,000	267,700	353,800
	43	248,400	268,200	355,300
	44	249,700	269,000	356,700
	45	251,100	269,800	358,100
	46	252,100	270,600	359,100
	47	252,900	275,400	360,500
	48	253,600	276,300	361,800
	49	254,400	277,000	363,100
	50	255,300	277,900	364,500
	51	256,200	278,800	365,800
	52	256,900	279,400	367,100
	53	262,100	280,300	368,600
	54	262,800	281,200	369,800
	55	263,600	282,100	370,900
	56	264,300	283,000	372,100
	57	265,100	283,900	373,200
58	266,000	284,800	374,100	

59	266,800	285,800	375,100
60	267,700	286,800	376,000
61	274,100	287,800	376,600
62	274,900	288,900	377,400
63	275,400	290,200	378,200
64	276,300	291,600	379,000
65	277,000	292,800	379,700
66	277,900	294,000	380,400
67	278,800	295,100	381,200
68	279,400	296,500	381,900
69	280,300	297,900	382,500
70	281,200	299,300	383,100
71	282,100	300,300	383,800
72	283,000	301,600	384,400
73	283,900	302,900	385,100
74	284,800	304,100	385,600
75	285,800	305,300	386,200
76	286,800	306,700	386,700
77	287,800	308,100	387,100
78	288,900	309,500	387,700
79	290,200	310,800	388,200
80	291,600	312,100	388,500
81	292,800	313,500	388,800
82	294,000	314,900	389,300
83	295,100	316,400	389,700
84	296,500	317,800	390,000
85	297,900	319,200	390,300
86	299,300	320,500	390,800
87	300,300	321,300	391,300
88	301,600	322,700	391,700
89	302,900	324,100	392,000
90	304,100	325,600	392,400
91	305,300	326,700	392,900
92	306,700	328,000	393,300
93	308,100	329,300	393,700
94	309,500	330,600	394,100
95	310,800	331,900	394,500
96	312,100	333,200	394,900
97	313,500	334,500	395,300
98	314,900	335,800	395,700
99	316,400	336,700	396,100
100	317,800	338,000	396,500
101	319,200	339,200	396,900
102	320,500	340,500	397,300
103	321,300	341,500	397,700
104	322,700	342,400	398,100
105	324,100	343,500	398,500
106	325,600	344,700	
107	326,700	345,800	
108	328,000	347,000	
109	329,300	348,200	
110	330,600	349,200	
111	331,900	350,200	
112	333,200	351,200	
113	334,500	352,300	
114	335,800	353,400	
115	336,700	354,200	
116	338,000	355,300	
117	339,200	356,400	
118	340,500	357,400	
119	341,500	358,100	
120	342,400	358,900	
121	343,500	359,700	
122	344,700	360,400	

	123	345,800	361,000	
	124	347,000	361,500	
	125	348,200	362,100	
	126	349,200	362,600	
	127	350,200	363,200	
	128	351,200	363,700	
	129	352,300	364,300	
	130	353,400	364,800	
	131	354,200	365,200	
	132	355,300	365,600	
	133	356,400	366,200	
	134		366,700	
	135		367,000	
	136		367,500	
	137		367,900	
	138		368,200	
	139		368,800	
	140		369,300	
	141		369,800	
	142		370,300	
	143		370,900	
	144		371,400	
	145		371,900	
	146		372,300	
	147		372,900	
	148		373,400	
	149		373,900	
	150		374,400	
	151		375,000	
	152		375,400	
	153		375,900	
	154		376,400	
	155		377,000	
	156		377,600	
	157		378,200	
	158		378,800	
	159		379,400	
	160		380,000	
	161		380,600	
	162		381,200	
	163		381,800	
	164		382,400	
	165		383,000	
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月額			円
				236,100

備考 この表は、療養所、診療所等に勤務する看護師長、助産師、看護師に適用する。

第2条 丹波篠山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第17条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第17条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第17条の2の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第17条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

（丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年篠山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のよ

うに改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、
「100分の175」を「100分の170」に改める。

(丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波篠山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)
行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700

54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700

別表第2(第3条関係)
看護職給料表

職務の級	1級
号給	給料月額
	円
1	183,500
2	184,900
3	186,400
4	187,800
5	189,300
6	190,800
7	192,300
8	193,800
9	195,000
10	196,700
11	198,300
12	199,800
13	201,200
14	203,200
15	205,300
16	207,300
17	211,000
18	212,900
19	214,900
20	216,800
21	218,800
22	220,600
23	222,400
24	224,100
25	225,800
26	227,200
27	228,500
28	229,400
29	230,800
30	231,800
31	232,800
32	233,700
33	234,800
34	236,200
35	237,600
36	238,700
37	239,800
38	241,400
39	243,100
40	244,500
41	245,700
42	247,000
43	248,400
44	249,700
45	251,100
46	252,100
47	252,900
48	253,600
49	254,400
50	255,300
51	256,200
52	256,900
53	262,100
54	262,800
55	263,600
56	264,300
57	265,100
58	266,000

59	266,800
60	267,700
61	274,100
62	274,900
63	275,400
64	276,300
65	277,000
66	277,900
67	278,800
68	279,400
69	280,300
70	281,200

第6条 丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 給与条例第28条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項において準用する給与条例第28条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第23条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第28条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項において準用する給与条例第28条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例(平成11年篠山市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(丹波篠山市職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「給与条例」という。)第27条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の給与条例

(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。))第9条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の任期付職員条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定(丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下この項及び次項において「会計年度任用職員条例」という。))による改正後の会計年度任用職員条例(次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和5年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第61号

丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成11年篠山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第63号

丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例

丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年
篠山市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 市長の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- 次に掲げる情報であって規則で定めるもの
- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）
 - (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
 - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）
 - (4) 外国人生活保護関係情報
 - (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報
 - (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は同法第7条第1項に規定する医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

令和5年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第64号

丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例

丹波篠山市火災予防条例（平成11年篠山市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。
第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。
第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3中

「

			据置型レ ンジ	21kW 以下	80	0	—	0	
--	--	--	------------	------------	----	---	---	---	--

」

を

			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の丹波篠山市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

令和5年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第65号

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成26年篠山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「研修を終了したもの」の次に「（放課後児童支援員の業
務に従事することとなった日から起算して2年を経過する日までに当該研修を
修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 66 号

丹波篠山市保育所条例の一部を改正する条例

丹波篠山市保育所条例（平成 11 年篠山市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

別表にしき保育園の項中「60 人」を「75 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第67号

丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例

(丹波篠山市立認定こども園条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市立認定こども園条例（平成27年篠山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

丹波篠山市立こんだ認定 こども園	丹波篠山市今田町今田新田38 番地	120人
---------------------	----------------------	------

(丹波篠山市立幼稚園設置条例の一部改正)

第2条 丹波篠山市立幼稚園設置条例（平成11年篠山市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条の表丹波篠山市立今田幼稚園の項を削る。

(丹波篠山市保育所条例の一部改正)

第3条 丹波篠山市保育所条例（平成11年篠山市条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表今田保育園の項を削る。

(丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例（平成21年篠山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表うりぼーはうすの項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 丹波篠山市立こんだ認定こども園の入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和5年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第68号

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同項第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「同項第1号」を「同条第1号」に改め、「総数」と、「」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第69号

丹波篠山市営斎場の指定管理者の指定について

丹波篠山市営斎場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 富山市奥田新町12番3号
株式会社 宮本工業所
代表取締役 宮本 芳樹
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第70号

丹波篠山市上立杭地区活性化施設の指定管理者の指定について

丹波篠山市上立杭地区活性化施設の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市今田町上立杭330
今田町上立杭自治会
会長 市 野 力

- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第71号

丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の指定管理者の指定について

丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市今田町今田新田21番地10
株式会社夢こんだ
代表取締役 杉尾吉弘
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第72号

令和4年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金494,398,403円のうち190,000,000円を減債積立金に、53,000,000円を建設改良積立金に積み立て、251,054,000円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和5年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第73号

令和4年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金723,565,933円のうち273,000,000円を減債積立金に積み立て、450,000,000円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和5年11月28日提出

丹波篠山市長 酒井隆明